

新型コロナウイルス（COVID-19）による影響について

2020年5月29日現在
ヤマトデータベース協同組合

現在、新型コロナウイルスによりさまざまなイベントが中止されるなど、各所で影響が広がっておりますが、組合員様におきましては以下の点についてお願い申し上げます。

・技能実習期間を終了した実習生について

現状、帰国便の確保が非常に困難になっております。

滞在費支弁のためや帰国が整うまでの一時的な滞在のために在留資格の「特定活動」への変更が認められていますので、満了が近い実習生については今後の対応をご相談ください。

また、受験予定の技能検定試験が開催されず、受験ができなくなった場合等も同様に「特定活動」へ在留資格の変更が認められています。この後、特手活動から次段階の技能実習に移行時には特定活動を行った期間を除いた残りの期間での申請となります。

・実習中断した場合の実習生について

発熱等の症状により、2週間程度の待機期間現状、帰国便の確保が非常に困難になっております。滞在費支弁のためや帰国が整うまでの一時的な滞在のために在留資格の「特定活動」への変更が認められていますので、満了が近い実習生については今後の対応をご相談ください。

・休業時の対応及び特別給付金等について

外出自粛要請、休業要請が出る中ではありますが、基本的に休業となった場合は、会社は労働者（実習生含む）に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないとされています。休業理由は様々あるかと思われませんが会社の経済的負担が大きくなる中で、雇用調整助成金等の措置もとられておりますので詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。ただか、お近くの都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

また、1人当たり10万円の特別定額給付金の実施が決まりましたが、建設就労者、技能実習生も給付対象者に含まれます。申請について通訳による説明が必要な場合は、組合担当者へご相談ください。

皆様におかれましても大変な状況とは存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。